

法第 88 条（工作物への準用）

準用工作物である汚物処理場等の規模

令第 138 条第 3 項第 5 号に規定する汚物処理場等とは、令第 130 条の 2 の 3 第 1 項第 2 号、第 3 号、第 5 号及び第 6 号に規定する規模（人員）を超える処理能力を有するものをいう。